

第1回 生駒市景観形成基本計画策定懇話会 景観デザイン分科会 会議録

1. 日時 平成25年1月11日(金) 14時00分～15時30分
 2. 場所 生駒市コミュニティセンター 203会議室
 3. 参加者 久氏、下村氏、嘉名氏
 4. 欠席者 なし
 5. 事務局 中井課長、西本課長補佐、高谷係長、阪本主任(以上、みどり景観課)
坂井、絹原、依藤(株式会社地域計画建築研究所)
 6. 会議公開 公開
 7. 傍聴者数 なし
 8. 案件
 - (1) 景観形成基本計画への景観デザインの充実方法について
- 景観形成基本計画の役割について
- 景観形成基本計画は、生駒らしい景観を創造的に生み出していくためのもの。景観がみにくくなってしまわないよう規制するための計画である景観計画とは、役割の違いを意識するべき。
- 手続きについて
- 規模が大きい案件については、特に事前に協議することが望ましい。景観アドバイザーへの相談も含めて、どのような仕組みにするか、検討が必要。その際には、景観法委任条例に基づくものと任意条例に基づくもの、また他の法令の規準も合わせた一体的なフローを作って整理するべき。
 - 開発指導の担当課等と庁内で情報共有し、互いに役割分担して良好なデザインの建築物を誘導するなど、庁内の体制を構築することも重要。
- 使い方について
- 計画書を、誰に、どのタイミングで、どう使ってもらうかが重要である。設計プロセスを想定して、ステップごとに必要な使い方ができるよう、使いこなせる計画書にす

る工夫が必要。「この本の読み方」のようなものを付ける方法もある。

- また使う人の立場を考慮することも大切で、「戸建を新築しようと思ったら」「クライアントに依頼されたら」「学校での教育に使用する際には」などシチュエーション別に使用方法を解説し、使いやすい構造にすることも考えられる。
- 全国展開するチェーン店等では、全く現地を見ずに標準的なデザインをしてしまうことがある。まずは現地を見てもらうことが基本。

○内容について

- パターンを説明する一文が配慮すべき事項で、具体的なデザインの事例や写真は、手法の紹介という構成にすればどうか。
- 100%の人が守るべき最低限の内容、同じく80%、60%、数十%と、それぞれ配慮すべき事項にもレベルがある。窓口での指導で使いやすい計画書をめざすと、最低限の普遍的な内容が多くなり、地域性に配慮した創造的なデザインを生み出すための事項が目立たなくなってしまう。例えば、室外機やごみ置き場は目立たないようデザインを工夫する、などの最低限守るべき事項については、別途まとめて述べる方がいいだろう。
- 生駒市の地形は特徴的で、それを活かすためのパターンとして「緑に溶け込む建物」がある。斜面に位置する建物の手前に樹林を配置しようと思えば、造成の段階で、ひな壇造成ではなく間に緑地帯を残すような造成をする方がいい。こういった、造成や配置など計画の早い段階における配慮事項やヒントも重要である。
- デザインをするためには、設計者に一定の素養が必要。例えば、樹木は成長して根を張り枝を伸ばすため、それを考慮して土厚や配置を検討するなど。このような、デザインの土台となる基礎的情報をどう提供していけるか。市民も設計者も素養を養えるような本にしたい。
- いいデザイン事例から学ぶところは大きいですが、悪いデザイン事例を挙げてそれを繰り返さないよう学ぶという内容があってもいい。

以 上